

岡市整第 67-1 号
令和 4 年 6 月 10 日

岡山市監査委員様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和 4 年 1, 2 月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和4年1、2月実施分）

市街地整備課

指摘事項

令和3年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、西部第4地区保留地売払収入において101万円余（収納率2.6%）、同延納利息において1万円余（収納率0%）、新保下中野地区保留地精算徴収金において3万円余（収納率0%）、西部第4地区保留地精算徴収金において4万円余（収納率0%）認められました。

今後ともこれらの解消に格段の努力をしてください。

改善措置状況

今回のご指摘を踏まえ、保留地売払収入について、債務者が分割納付しているものは、完納までの期間短縮に向け分納額の増額交渉を行い、また、保留地精算徴収金について、1件は交渉により分割による納付を受け付け、1件は訪問による納付勧奨を行うとともに、法的措置についても関係課等と協議を行いました。

今後も継続的に訪問や電話連絡を行い、収入未済額の早期解消に努めます。

【参考】

（令和3年11月30日現在）

| 節 | 細 節 | 調定額 | 収入済額 | 収入未済額 | 収納率 |
|--------|---------------------------|----------------|-------------|----------------|----------|
| 土地売払収入 | 西部第4地区保留地売払収入（滞納繰越分） | 円 1,043,337 | 円 27,000 | 円 1,016,337 | % 2.6 |
| | 西部第4地区保留地売払収入（延納利息・滞納繰越分） | 11,663 | 0 | 11,663 | 0 |
| 土木費雑入 | 新保下中野地区保留地精算徴収金（滞納繰越分） | 33,747 | 0 | 33,747 | 0 |
| | 西部第4地区保留地精算徴収金（滞納繰越分） | 44,906 | 0 | 44,906 | 0 |

（令和4年5月31日現在）

| 節 | 細 節 | 調定額 | 収入済額 | 収入未済額 | 収納率 |
|--------|---------------------------|----------------|------------|--------------|----------|
| 土地売払収入 | 西部第4地区保留地売払収入（滞納繰越分） | 円 1,007,337 | 円 9,000 | 円 998,337 | % 0.9 |
| | 西部第4地区保留地売払収入（延納利息・滞納繰越分） | 11,663 | 0 | 11,663 | 0 |
| 土木費雑入 | 新保下中野地区保留地精算徴収金（滞納繰越分） | 33,747 | 5,000 | 28,747 | 14.8 |
| | 西部第4地区保留地精算徴収金（滞納繰越分） | 44,906 | 0 | 44,906 | 0 |